

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年11月15日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の実施日 平成25年10月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）  
西方町地域協議会研究会
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
補助の目的に適合した事務事業が執行され、良好なものと認められた。以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

西方町地域協議会研究会は、西方地域の地域住民や活動団体の意見を吸い上げ、現地調査・現地確認、他市の先進事例の調査研究、各種研修会への参加による自己研鑽、地域協議会だよりの発行など、地域協議会自らの発案による機動的な調査研究活動等を推進することを目的とした団体である。(平成24年3月26日設立)

西方町地域協議会研究会では、広報部会による地域協議会だよりの作成及び発行、総務産業建設部会及び教育民政部会の連絡調整に関する代表者会議の開催、西方総合支所地域まちづくり課及び産業建設課の所管に関する総務産業建設部会の開催、西方総合支所生活環境課、健康福祉課及び西方教育支所の所管に関する教育民政部会の開催、広報部会の開催を通して、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するとともに、平成24年度においては、西方総合支所を含めた市のホームページの充実、西方町中心地区形成プロジェクトの具現化、西方地域の通学路の交通安全対策、小中学校の高温対策についての意見書を市長へ提出しており、地域社会における自治意識の醸成に多大な役割を担っている。

(2) 会計経理について

平成24年度における市からの補助金(569,000円)は、西方地域の特性及び資源を活かしたまちづくりを推進するための調査研究活動等を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていた。

<平成24年度決算状況>

|      |           |
|------|-----------|
| 収 入  | 569,059 円 |
| 支 出  | 245,633 円 |
| 差引残額 | 323,426 円 |

(注) 翌年度に繰越し、戻入の処理を行っている。

(3) 要望事項について

西方地域の課題を選定し、課題に対応した事業を重点的に実施するなど、その事業内容が各地域協議会間の交流等を含め、いろいろなところに波及効果として表れるような事業展開を期待する。

今後とも、市からの補助金を有効に活用され、地域自治の醸成及び住み良いまちづくりの推進に、積極的に取り組んでいただくようお願いものである。

しかしながら、この地域協議会調査研究活動支援事業交付金については、平成23年度に地域協議会の活動経費を予算化するよう地域協議会

から意見書が提出されたことにより創設されたものであるが、用途を確認したところ、地域協議会だよりの印刷代が主であったため、一般会計における２款１項７目の西方地域自治区事業費に予算化して運営できるものと解するので、今後検討していただきたい。

地域まちづくり課においては、補助金の費用対効果を把握するとともに、市民の視点から評価し、所期の目的を達成するための指導助言を適切に行われたい。